

海老川流域水循環系再生

第五次行動計画

～みんなでとり戻そう私たちの海老川～



令和8年3月

海老川流域水循環再生推進協議会

はじめに

海老川は、船橋市の北部丘陵地帯の金杉町、馬込町付近を源とし、飯山満川、前原川、長津川等を合流して、船橋市の中心を流れ、東京湾へ注ぐ流域面積 27.12km² の二級河川です。

海老川流域では、昭和 30 年代以降の都市化の進展により、水田、畑、山林などの浸透面積が減少し、建物、道路などの不浸透面積の増大によって雨水を地下へ浸透・一時貯留する機能が著しく低下しました。その結果、降雨時の流出量が増加し、土地利用高度化に伴う被害リスクの増大と相まって、家屋浸水や道路冠水などの水害が発生しました。

また、人口増加に伴う家庭雑排水等の流入により河川水質が悪化し、不浸透面積の増大は平常時流量の減少・河川の自浄能力の低下・生物生息空間の河川環境を悪化させました。

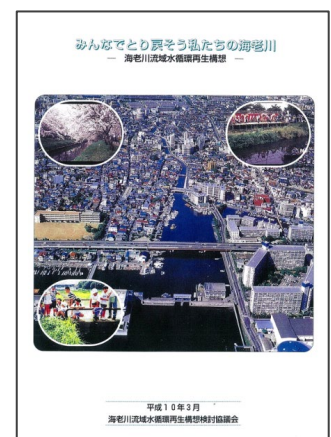


過去の水害の様子

こうした海老川流域の水循環系が大きく変化したことにより様々な問題が発生したことから、海老川流域の健全な水循環系を再生するため、市民団体・学識者・行政が協働して検討を進め、平成 10 年 3 月に「**海老川流域水循環再生構想**」を策定しました。

その推進にあたっては、県・市の事業や、市民・企業が担う対策を体系化し、行政・市民・企業が連携・協働して推進することが重要です。

このため、行政・市民・企業の役割分担と施策の年次計画を明確にし、平成 11 年 12 月に「**海老川流域水循環系再生行動計画**」が策定され、第一次から第三次行動計画まで様々な取組を実施してきました。



再生構想の中期目標年を迎えた平成 31 年には、再生構想及び各行動計画に基づく各施策の評価・総括を行いました。水質改善が見られる一方、目標未達成の項目もあったことから、これまでの取組や社会情勢を考慮して、令和 2 年 11 月に「**海老川流域水循環再生構想（改訂版）**」（目標年次：令和 11 年度）を策定しました。

水循環を取り巻く社会情勢は変化しており、気候変動による水災害の増大、水資源の安定確保やインフラ老朽化、環境再生・カーボンニュートラルへの要請など多様な課題に直面しています。これらの課題に対応するため、水循環基本法を基軸とした流域総合水管理の考え方が示されました。この考えでは、健全な水循環の確保のため、流域治水に加え、水利用及び流域環境においても、流域全体であらゆる関係者が協働した取組が求められています。

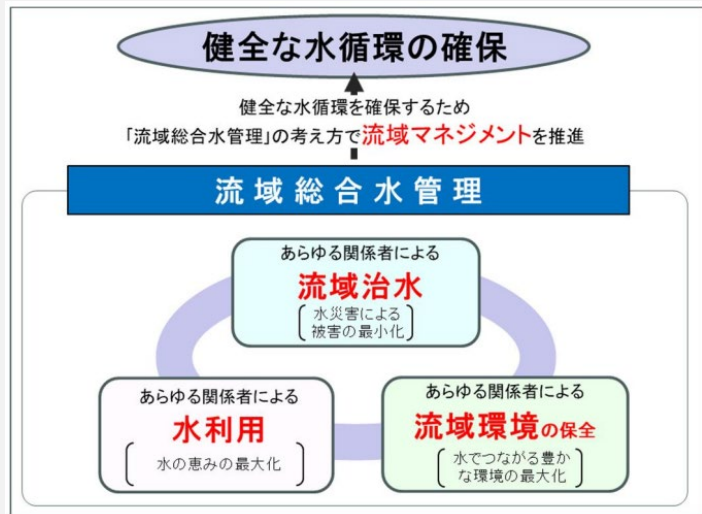
また、これらの取組を行うにあたっては、自然の多様な機能を活用したグリーンインフラの導入が、流域全体の持続可能性とレジリエンス向上に寄与するものとされています。

再生構想（改訂版）における基本方針や、これまでの行動計画で示した取組は、流域総合水管理やグリーンインフラの考え方と一致している部分も多く、今後もこれらの考え方を踏まえ、海老川流域の健全な水循環系の再生に向けて流域の課題やニーズを踏まえた取組を進めていく必要があります。

令和 2 年以降は第四次行動計画に基づき取組を進め、令和 7 年度に第四次行動計画の評価を行った結果、水質目標を達成した一方で、流域浸透量などの課題が残されていることが確認されました。そこで、本第五次行動計画は第四次行動計画の成果と課題を引き継ぎ、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間において、より実効性の高い取組を推進するための計画として取りまとめたものです。

【流域総合水管理】

「流域総合水管理」とは、治水に加え
利水・環境も流域全体であらゆる関係者
が他者を尊重しながら協働して取組を
深化させるとともに、流域治水・水利用・
流域環境間の「相乗効果の発現」「利益
相反の調整」を図り、一体的に取り組む
ことで「水災害による被害の最小化」「水
の恵みの最大化」「水でつながる豊かな
環境の最大化」の実現を目指すもので
す。



「流域総合水管理」の考え方（イメージ）

（出典：「水循環基本計画」（令和6年8月））

【グリーンインフラ】

グリーンインフラは『自然の
多様な機能を活用した社会資本
であり、将来にわたり持続可能
で魅力ある国土・都市・地域づく
り及びウェルビーイング向上に
貢献するもの。これは、人と自然
の関わりから形成されるもので
あり、戦略的な計画、持続的な
維持管理、幅広いステークホル
ダーの参画などを通じてより大
きな効果の発現が期待できる。』
と定義されています。

また、グリーンインフラは、山
地から海に至るまで、都市・地域
形態に応じて、様々な場・空間に
存在しています。

グリーンインフラの具体例と
しては右の図のようなものが挙
げられます。



グリーンインフラの例

（出典：国土交通省「グリーンインフラについて」
(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_fr_000192.html)

【海老川流域水循環系再生 第五次行動計画】

目 次

1. 水循環系の再生とは -----	1
2. 海老川流域水循環系再生の基本方針と施策 -----	2
基本理念	
基本方針と対応する施策の関係	
基本方針の計画目標	
3. 施策実施の現状 -----	5
4. 重点的に進める施策 -----	6
(1) 雨水浸透施設の設置促進 -----	7
(2) 水循環施策の周知と市民活動の活発化 -----	10
5. 行政が継続して取り組む施策 -----	12
河道改修	
調節池の建設	
污水处理施設の普及	
下水処理水の利用	
雨水貯留施設の設置	
公園・緑地等の整備と保全	
環境用水容量の確保	
下水管の老朽化対策	
多自然川づくり	
固有種の保護、外来種対策	
地下水対策	
NPO 及び市民団体に対する支援等	
6. 市民・企業が継続して取り組む施策 -----	20
家庭での汚濁負荷削減対策	
水資源の有効利用	
7. 観測モニタリング計画 -----	21

1. 水循環系の再生とは

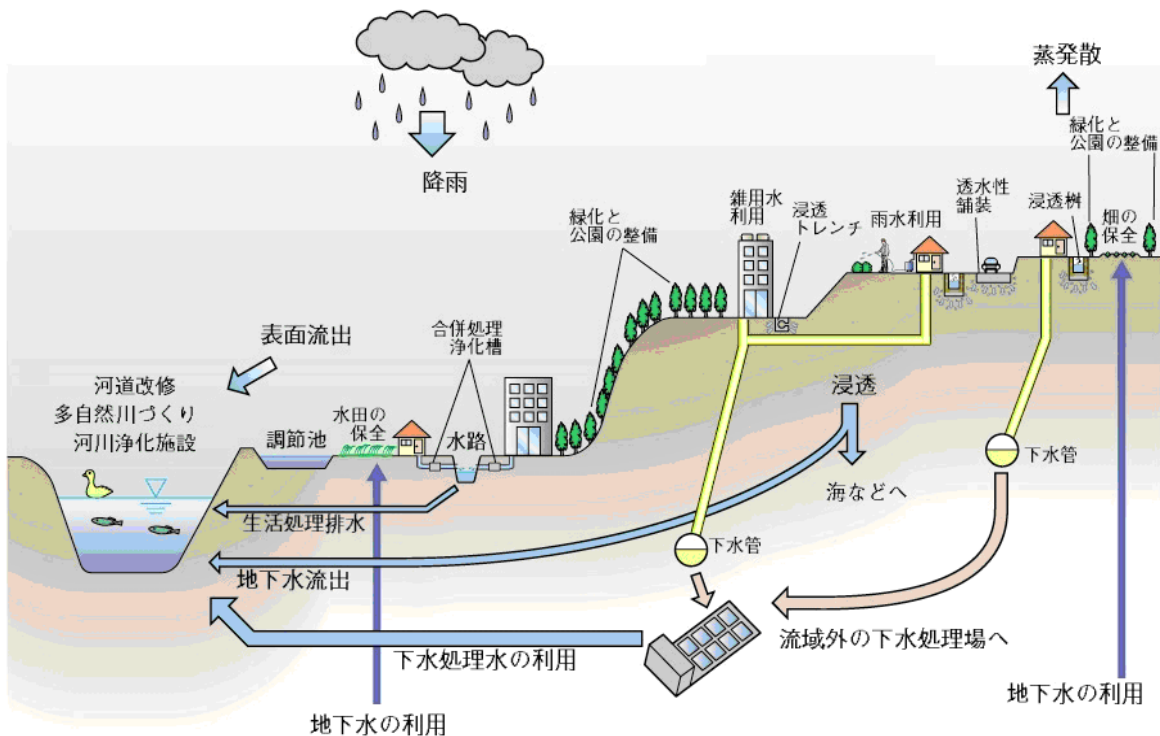
地球上の水は、海や陸から蒸発して雲となり、雨や雪となって再び地上に降り、川を流れ、やがて海へ戻っていきます。また、地上に降った水は、窪地（湖や沼）に溜まり、地下に浸透して地下水として貯えられ、徐々に湧き水として川に戻っていきます。このような現象を「水循環」と言います。これらは地域の文化や風土を形成する上で非常に重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、都市化の進展や人口の急激な増加に伴い、市街化された土地では雨水が地下へしみ込みにくくなり、洪水対策として排水路や下水道が整備され、雨水はすばやく集められ海に流されるようになりました。また、下水道未整備区域においては、各家庭などで使用された水が汚いまま川に流され河川の水質悪化が招かれるなど、水循環は大きく変化してきました。

このような水循環は、自然的な要素と人工的な要素を関連づけて系統的に捉えることが重要で、この概念を「水循環系」と表現します。

都市の水循環系には、その重要な経路である河川、下水道はもちろんのこと、水循環系の場合である市街地、山林、農地などが広く関わりを持っています。そこで、これらの経路や場に対して総合的、効率的に組み合わせた施策に取り組むことを『水循環系の再生』と呼びます。

私たちはこの『水循環系の再生』に取り組み、豊かで美しく安心な海老川を取り戻し、次世代へ残すことが責務であると言えます。



水循環系再生の概念図

2. 海老川流域水循環系再生の基本方針と施策

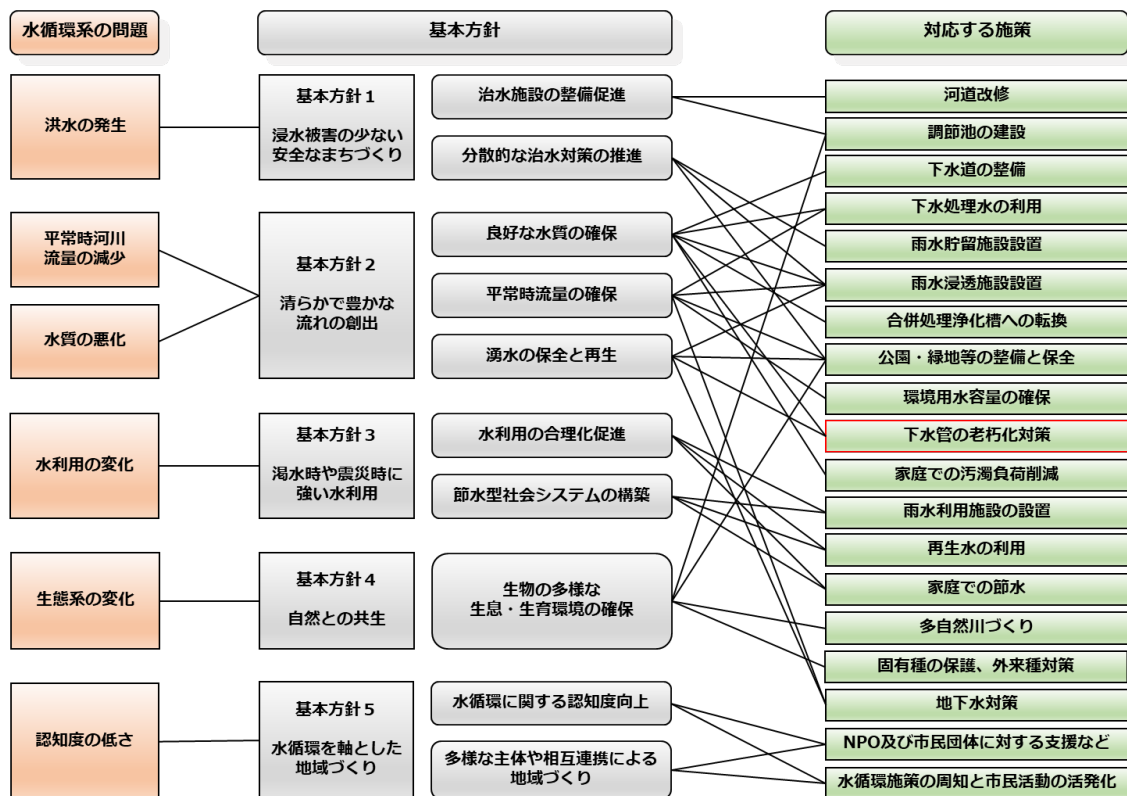
海老川流域水循環再生構想（改訂版）（令和2年11月改訂）に示されている基本理念、基本方針と対応する施策は以下のとおりです。

基本理念

『持続的な都市活動を支え、永続的な環境共生を可能とし、さらに人と水の新たな関係を醸成する新しい水循環の構成』

基本方針と対応する施策の関係

海老川流域水循環再生構想（改訂版）では、海老川流域の水循環系における問題から5つの基本方針とそれに対応する10の方策を設定しました。そのうえで、10の方策に対応する具体的な施策として、合計19の施策を設定しています。



※赤枠：第四次行動計画からの変更点

基本方針の計画目標

海老川流域水循環再生構想（改訂版）の計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間としています。第五次行動計画では、このうち、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間として、目標の達成に向けた施策を推進します。

第五次行動計画における計画目標は、基本的には第四次行動計画と同様としますが、平常時流量については、下水道高度処理水の送水休止の状況を踏まえて下水道高度処理水の送水分を見込まない流量（ $0.014\text{m}^3/\text{s}/\text{km}^2$ ：平成27年度現況）を目標値とします。

■ 定量的に評価していく項目

基本方針	方策	指標	実績		目標	
			第三次行動計画 (平成27年度末時点)	第四次行動計画 (令和6年度末時点)	第四次行動計画 (令和6年度末時点)	第五次行動計画 (令和11年度末時点)
1 浸水被害の 少ない 安全な まちづくり	治水施設の 整備促進	治水 安全度	1/3 程度 (40 mm/hr 程度。 一部 50mm/hr 改修済)	1/3 程度 (40 mm/hr 程度。 一部 50mm/hr 改修済)	総合的な治水対策（流域治水）の推進 (令和元年度から概ね30年で、河道対策等により50mm/hr（年超過確率1/10）程度)	
	分散的な 治水対策の推進					
2 清らかで 豊かな 流れの創出	良好な 水質の確保	BOD	2~10 mg/L	1~4 mg/L	—	4.0 mg/L
	平常時流量の 確保	流量	0.024 $\text{m}^3/\text{s}/\text{km}^2$	0.015 $\text{m}^3/\text{s}/\text{km}^2$ ※下水高度処理水の 放流なし	0.024 $\text{m}^3/\text{s}/\text{km}^2$ (平成27年度現況 の維持) ※下水高度処理水の 放流見込む	0.014 $\text{m}^3/\text{s}/\text{km}^2$ (平成27年度現況 の維持) ※下水高度処理水の 放流なし
	湧水の保全と 再生	流域 浸透量	365 mm/年	312 mm/年	365mm/年 (平成27年度現況の維持)	

- 注) ・治水安全度 1/3 とは、例えば3年に1回程度生じる雨量に対応できることを意味します。
 ・BOD・平常時流量・流域浸透量は、海老川全流域における計算モデルによる予測値を示しています。
 ・計算モデルは再生構想策定時に構築したグリッドベースの水循環解析モデルを使用しています。

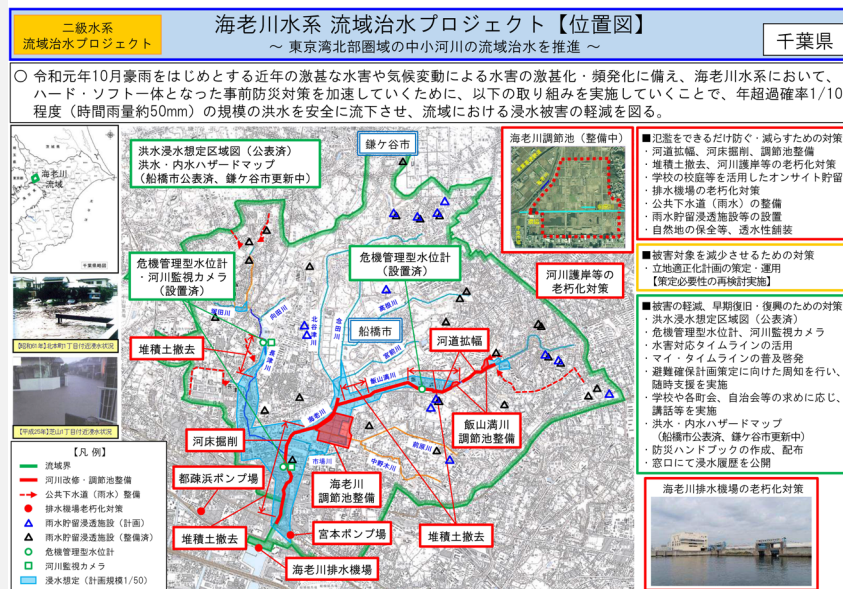
■ 定性的に評価していく項目

基本方針	方策	目標	
		第四次行動計画 (令和6年度末時点)	第五次行動計画 (令和11年度末時点)
3 渇水時や震災時に 強い水利用	水利用の合理化促進	雨水や下水処理水の利用促進、節水によって渇水時や災害時の非常用水源を確保する。	
	節水型社会システムの構築		
4 自然との共生	生物の多様な生息・ 生育環境の確保	河川などの維持管理や新規開発、都市基盤整備において極力生態系に配慮し、生物の生息・生育に適した地域を保全する。	
5 水循環を軸とした 地域づくり	水循環に関する認知度向上	環境活動や普及啓発活動により若い世代を含む市民に対して認知度の向上を図る。	
	多様な主体や相互連携による 地域づくり	多様な主体や相互連携による水循環活動を行うことで、持続的な環境共生を可能とし、かつ安全・安心な地域づくりにも役立てていく。	

なお、気候変動の影響により頻発・激甚化する自然災害に対し、流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を推進しています。本流域においても、海老川流域水循環再生構想（改訂版）で位置付けられた「基本方針1 浸水被害の少ない安全なまちづくり」の実現のため、「流域治水」に取り組みます。

【海老川水系 流域治水プロジェクト】

海老川水系流域治水プロジェクトは、令和3年11月5日に策定されました。令和元年10月豪雨をはじめとする近年の甚大な水害や気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、海老川水系において、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速していくために、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」「被害対象を減少させるための対策」「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」の取り組みを実施していくことで、年超過確率 1/10 程度（時間雨量約 50mm）の規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図ります。



【海老川水系 流域治水プロジェクト【ロードマップ】】

●海老川水系では、県、市が一体となって以下の手順で「流域治水」を推進する。
 【短期】河川における対策として、土地区画整理事業に合わせた飯山満川の河道拡幅を推進するとともに、海老川調節池の本格施工に着手する。また、海老川、飯山満川、長津川等においては堆積土撤去を実施する。
 【中期】飯山満川の上流区間について河道拡幅を推進するとともに、海老川調節池については貯留効果を早期に発現するため、段階的な暫定供用を目指す。また、必要に応じて、堆積土撤去を実施する。
 【中長期】引き続き、飯山満川の河道拡幅、海老川調節池の整備、海老川の河床掘削等を推進し、海老川水系全体の整備完了を目指す。
 ●あわせて、流域の市街化率が8割を超えている状況を踏まえ、都市浸水対策の強化（排水機場の老朽化対策、公共下水道の整備等）および雨水流出抑制対策（雨水貯留浸透施設等の設置）を実施するとともに、マイ・タイムラインの普及啓発、避難確保計画の作成支援などのソフト対策を推進する。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河道拡幅、河床掘削、調節池整備	千葉県	飯山満川の河道拡幅、海老川調節池の整備、海老川の河床掘削等		
	堆積土撤去	千葉県、船橋市	3河川等で実施	段階的に実施予定	
	河川護岸等の老朽化対策	千葉県、船橋市	継続して実施		
	学校の校庭等を活用したオンサイト貯留	船橋市	市立小学校、中学校等の14箇所等実施		
	排水機場の老朽化対策	千葉県、船橋市	海老川排水機場、都築浜ポンプ場、宮本ポンプ場等実施		
被害対象を減少させるための対策	公共下水道（雨水）の整備	船橋市	暫定運用	本格運用	
	雨水貯留浸透施設等の設置、自然地の保全等、透水性舗装	関係市		継続して実施	
	立地適正化計画の策定・運用	船橋市	再検討実施	検討結果を踏まえて策定・運用	
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	立地適正化計画の策定支援	千葉県		策定・見直し支援	
	危機管理型水位計、河川監視カメラ	千葉県	増設予定	段階的に実施予定	
	水管対応タイムラインの活用	千葉県、関係市		継続して実施	
	マイ・タイムラインの普及啓発、避難確保計画策定に向けた周知・支援、講話等	船橋市		継続して実施	
	防災ハンドブックの配布、浸水履歴公開	船橋市		継続して実施	

【事業費（P3以降の残事業費）】
 ■河川対策
 全体事業費 248.4億円
 河道拡幅、調節池整備等

気候変動を踏まえた更なる対策を推進

海老川水系流域治水プロジェクト（千葉県県土整備部河川整備課資料）

3. 施策実施の現状

基本方針に沿った19の施策について、現時点（令和6年度末）までの実績を考慮し、目標達成に向けた見通しを整理したものが下表です。

今後は、雨水浸透施設の設置、水循環施策の周知と市民活動の活発化などについて、一層の取組の強化を図る必要があります。目標値の設定が無いものについても、継続して実施していく必要があります。

施策名	施策の効果										目標達成に向けて
	浸水被害の少ない安全なまちづくり		清らかで豊かな流れの創出			渇水時や震災時に強い水利用		自然との共生	水循環を軸とした地域づくり		
	治水施設整備促進	分散的治水対策	良好な水質確保	平常時流量確保	湧水の保全再生	水利用合理化促進	節水型社会システム	生物の環境確保	水循環の認知度向上	市民連携と地域づくり	
河道改修	●	●									河道改修、河道整備を更に進める。
調節池の建設	●							●			海老川調節池の用地買収や暫定掘削等は進んでおり、今後も計画通り整備を進めていく。
下水道の整備			●								今後も計画通り整備を進めていく。
下水処理水の利用			●	●							水質が長期間に渡って著しく悪化した場合に、対応を検討する。
雨水貯留施設の設置 (公共施設、新規開発地等)		●									今後も宅地開発における設置指導や、学校・公共施設への設置等を促進する。
雨水浸透施設の設置 (公共施設、新規開発地、一般住宅等)		●	●	●	●						普及啓発活動等をあわせて実施し、設置を促進する。
合併処理浄化槽への転換			●								下水道の整備とあわせて、汚水処理人口普及率の向上を目指す。
公園・緑地等の整備と保全		●		●	●			●		●	公園・緑地等の整備と保全に努める。
環境用水容量の確保				●				●			地域住民のいこいの場の創出を目的に、水面や水際を維持管理する。
下水管の老朽化対策			●		●						下水管の老朽化対策に努める。
家庭での汚濁負荷削減			●								家庭での汚濁負荷削減対策を推進する。
雨水利用施設の設置						●	●				雨水利用施設の設置を更に進める。
再生水の利用						●	●				再生水の利用を更に進める。
家庭での節水						●	●				家庭での節水を更に進める。
多自然川づくり								●			良好な河川環境の保全・創出などのための河川管理を行う。
固有種の保護、外来種対策								●			河川などの維持管理や、新規開発、都市基盤整備において極力生態系に配慮する。
地下水対策			●	●	●						指導を継続し、地下水の適正利用を進める。
NPO及び市民団体に対する支援等		●	●		●	●	●	●		●	今後も情報提供や活動支援を進めていく。
水循環施策の周知と市民活動の活発化		●	●		●	●	●	●	●	●	インターネット等を活用した海老川流域の水循環施策の周知に関わるPR・啓発を積極的に実施し、市民も主体に含め、認知度向上を目指す。

4. 重点的に進める施策

第四次行動計画から現在までの状況は大きく変化していないため、第五次行動計画における重点施策は、第四次行動計画を概ね踏襲し、「雨水浸透施設の設置促進」「水循環施策の周知と市民活動の活発化」を継続実施します。

第四次行動計画で重点施策となっていた「污水处理施設の普及」は、第四次行動計画終了（令和6年度末）時点で再生構想（改訂版）終了（令和11年度末）時点のBODの目標（年平均4.0mg/L）を達成しており、水質は改善しています。加えて、污水处理施設の整備は千葉県全域污水適正処理構想に基づいて進められており、今後着実に整備されることが想定されるため、重点施策から除外します。

（1）雨水浸透施設の設置促進

今後も海老川流域では下水道整備や新たなまちづくりが計画されているため、基本方針2「清らかで豊かな流れの創出」の「良質な水質の確保」「平常時流量の確保」「湧水の保全と再生」を推進する必要があります。これらに寄与度が高く、加えて「分散的な治水対策の推進」にもつながる等、水循環系における様々な効果の発現が期待できる「雨水浸透施設の設置促進」を継続実施します。

本施策では、新規開発地や戸建住宅（新規・建替）だけでなく、既成市街地における戸建住宅（既存）、集合住宅、学校等、公共施設においても雨水浸透施設の設置の促進にも取り組みます。

（2）水循環施策の周知と市民活動の活発化

雨水浸透施設の設置促進にあたっては、市民及び企業の協力が必須となります。ただし、依然として水循環施策の認知度が低いいため、「水循環施策の周知と市民活動の活発化」を継続実施します。

本施策では、市民に対し、インターネット等を活用した海老川流域の水循環施策の周知に関わるPR・啓発を積極的に実施します。また、市民自らが取り組む生物調査、清掃活動、学習会等の企画・運営等、海老川水循環系再生のための多様な市民活動を促します。

(1) 雨水浸透施設の設置促進

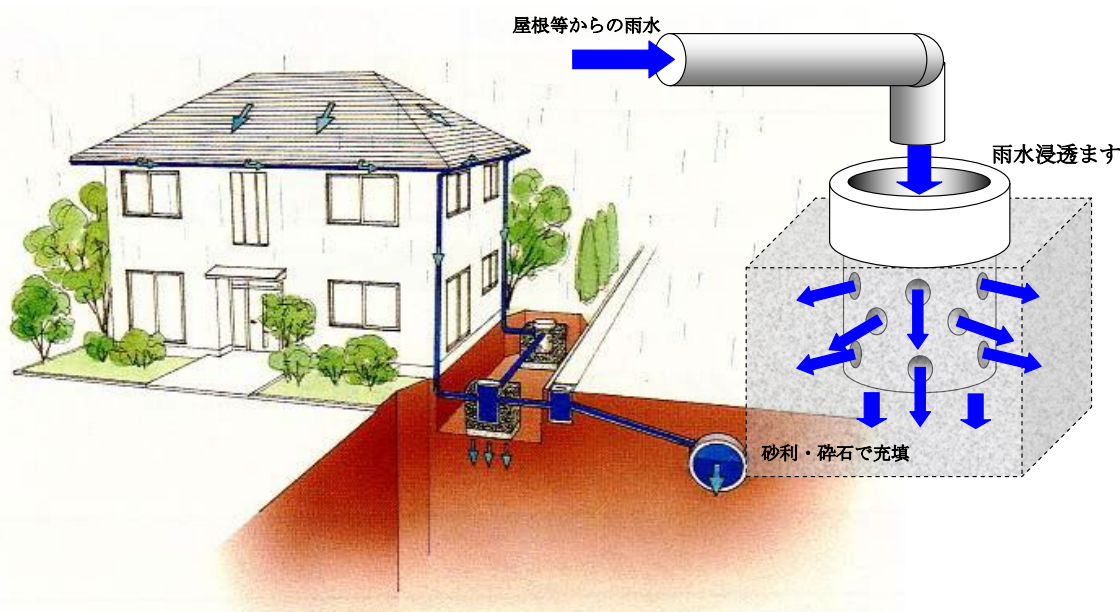
- 新規開発地や既成市街地、公共施設における雨水浸透施設の設置を促進します。

効果

流域浸透量の確保
平常時流量の確保
良好な水質の確保



分散的な治水対策の推進



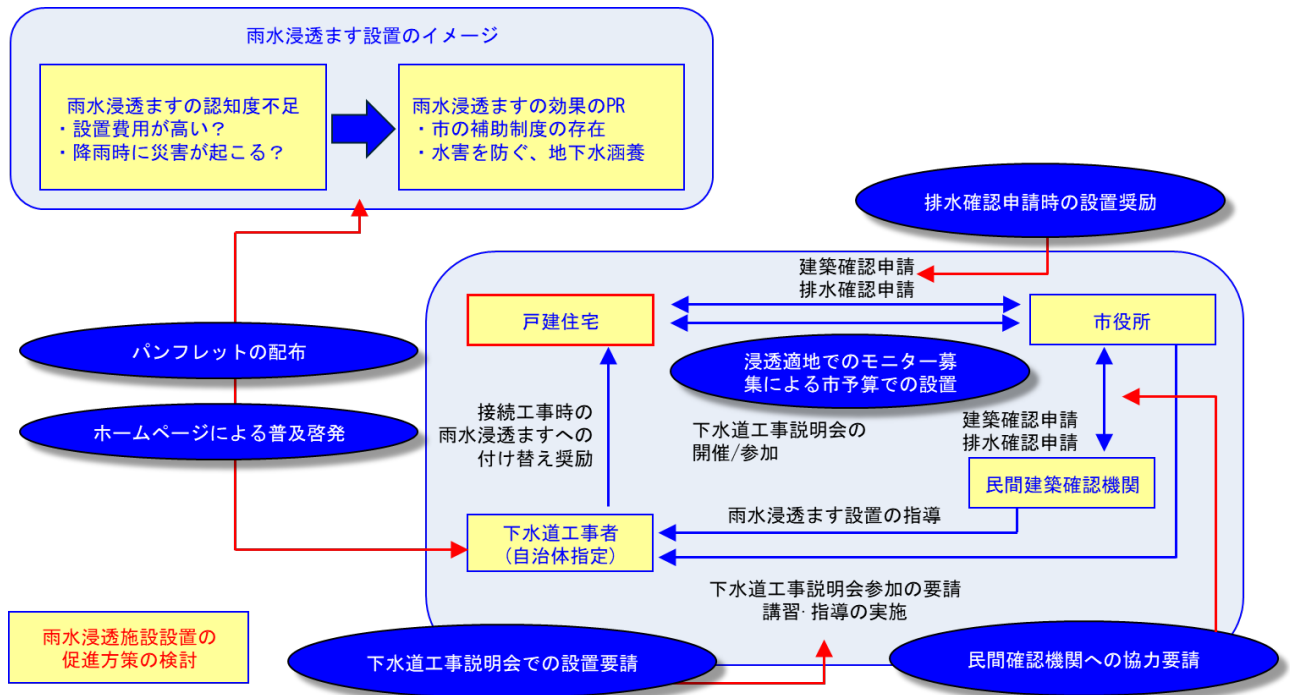
戸建住宅への雨水浸透ますの設置イメージ

新規開発地においては、開発事業者の協力を得ながら、雨水浸透施設の設置を促進します。

戸建住宅（新築・建替）においては、パンフレットの配布やホームページによる普及啓発により雨水浸透ますの効果についてPRを行います。また、建築確認及び排水確認の申請時における官・民一体となった設置指導を行い、市民の協力のもと、雨水浸透施設の設置を促進します。

さらに、戸建住宅（既存）においては下水道供用開始時などの排水改良工事を雨水浸透ますへの付け替えの機会としてとらえ、供用開始に伴う下水道工事説明会で雨水浸透施設の必要性を説明し、市民の協力のもと、雨水浸透施設の設置を促進します。また、広報紙、ホームページ及び窓口にて、モニター募集に関する広報の実施や、窓口にて浸透適地における雨水排水に関する確認があった際、資料と共に雨水浸透ますの設置を要請しています。

市民及び企業は、各家庭や企業の敷地内などに雨水浸透施設の設置に努めます。



雨水浸透施設の設置促進に関わる施策関係図

施策	具体的行動 (R7-R11)		実施主体	
雨水浸透施設の設置促進	全般	雨水浸透施設設置の促進方策の検討	千葉県 船橋市 鎌ヶ谷市	
	新規開発地における対策	宅地開発行為に対する雨水浸透施設の設置指導	千葉県	
	戸建住宅への対策	新築・建替住宅	雨水浸透施設設置奨励パンフレットの配布	千葉県
			ホームページによる普及啓発	船橋市
			窓口での排水先確認時に雨水浸透ます等の設置指導の充実	市民
			雨水浸透ます設置者に対する補助金交付	市民
			雨水浸透ます設置	市民
			雨水浸透ます設置	市民
		既存住宅	雨水浸透施設設置奨励パンフレットの配布	千葉県 船橋市 鎌ヶ谷市
			ホームページによる普及啓発	千葉県
			下水道工事説明会での雨水浸透ます等の補助金の紹介	船橋市
			排水設備計画確認申請時の雨水浸透ますの設置要請	自治会
			雨水浸透ます設置者に対する補助金交付	船橋市
			浸透適地でのモニター募集による市予算での雨水浸透ます設置	鎌ヶ谷市
広報紙、ホームページ及び窓口にて、モニター募集に関して広報	鎌ヶ谷市			
浸透適地における雨水排水に関する窓口対応の際、雨水浸透ますの設置を要請	鎌ヶ谷市			
雨水浸透ます設置	市民 企業			

【参考：雨水浸透ますの設置数について】

- ◆流域浸透量の目標達成のために5年間で必要となる設置数：約14,000基*
- ◆最近5年間（令和2年度～令和6年度）における実績設置数：約5,300基

※：雨水浸透ますの設置のみで目標を達成しようとした場合（浸透強度は約5mm/hと想定）

船橋市雨水浸透ます等設置事業補助金

水害の軽減と水循環系の再生を目指し、雨水の流出を抑える施策を進めています。市では河川や下水道の整備に加え、公共施設への貯留施設や、雨水浸透ますの設置等の事業を積極的に進めておりますが、市民の皆様にも、浸透ますの設置をお願いします。行政および市民協働で雨に強いまちづくりをめざしています。

設置していただきたい施設

1. 雨水浸透ます

雨水が一度に下水道管や河川へ流れ出ないように設置するもので、浸水被害の軽減や、湧水を増やす働きがあります。

- ・浸透可能区域内で設置できます（区域についてはお問い合わせください。）
- ・ますの大きさは内径30cm以上としてください。
- ・宅地1区画あたり2基以上設置してください。

2. 雨どい取付型雨水貯留タンク

雨水を貯めて庭の散水などに利用でき、節水になります。また、災害時の非常用水にもなります。

- ・50リットル以上の市販品を設置してください。（中古品、自作品は対象外です。）

3. 浄化槽転用雨水貯留施設

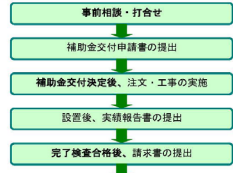
公共下水道への切替時に不用になった浄化槽を雨水貯留施設として利用してください。

※補助金交付金額が年度内に予定額に達した場合は、申請受付を終了します。既に設置または発注済みのものは対象外です。補助対象者は法人及び個人事業者を除きます。

・補助金の額（経費から消費税を除いた額）

設置施設	補助額および限度額
雨水浸透ます	設置費のうち下記の額を補助 ・既存ます改修（管径等を変更せず、既存通常ますを浸透ますに取替える工事） 限度額 80,000円/基 ・新設等（新規にますの取付工事が必要な場合で、浸透ますを選択する場合） 限度額 20,000円/基 補助は最も低い修正差額、最大4基まで
雨どい取付型雨水貯留タンク	設置費のうち下記の額を補助 ・雨水浸透ますと同様に設置する場合（既存ます改修） 限度額 30,000円/1申請 ・上記以外の場合 限度額 10,000円/1申請
浄化槽転用雨水貯留施設	設置費の2/3 限度額 100,000円まで

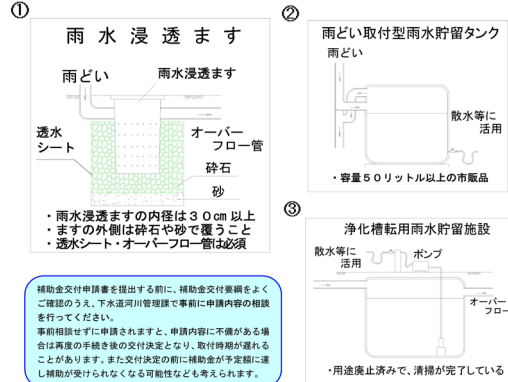
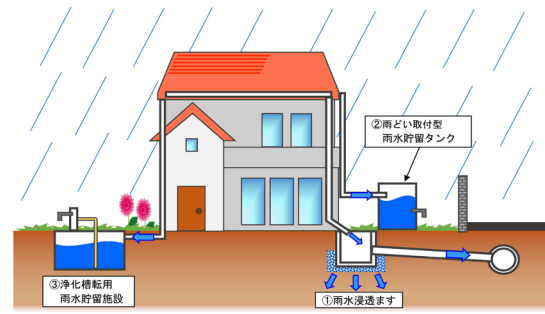
申請の流れ



詳しくは下記の問い合わせ先までご連絡下さい。

お問い合わせ先
船橋市環境2丁目10番25号
建設局下水道部下水道河川管理課
財産管理係
TEL: 047(4)962622
E-mail: goushikak@city.funabashi.lg.jp

設置イメージ



補助金交付申請書を提出する前に、補助金交付要綱をよくご確認の上、下水道河川管理課で事前に申請内容の相談を行ってください。事前相談せずに申請されますと、申請内容に不備がある場合は再度の手続き後の交付決定となり、取付時期が遅れることがあります。また交付決定の前に補助金が予定額に達し補助金が受けられなくなる可能性なども考えられます。

【事例】雨水浸透施設設置の促進（船橋市における補助金のチラシ）

出典：船橋市HP

浸透施設（公共施設）

新規開発地・戸建住宅に加え、公共施設への普及を促進します。

施策	具体的行動（R7-R11）		実施主体
雨水浸透施設の設置促進	透水性舗装の整備	道路及び街路に対する透水性舗装の整備	千葉県
		都市計画道路等の歩道整備時において、透水性舗装による整備を実施	
	新築または改築時の公共施設に対する雨水浸透施設の設置	船橋市環境共生まちづくり条例の趣旨により、環境への配慮について調整を行い、水循環の再生を図る。	船橋市
	既存の公共施設に対する雨水浸透施設の設置	雨水浸透施設の設置の検討 既設公共施設の改築時における雨水浸透施設の設置	
	市立の小・中学校への雨水浸透施設の設置	海老川流域貯留浸透事業による市立の小・中学校等への雨水浸透施設の設置	
	道路排水等における雨水浸透施設の設置	排水施設設置計画時に浸透適地の調査確認を行い、結果に応じた浸透施設の採用	
開発に伴う歩道整備における透水性舗装の整備	開発に伴い歩道を整備する場合には、開発業者に対して透水性舗装による整備を指導		

(2) 水循環施策の周知と市民活動の活発化

- 水循環系を再生することの意義や対策の必要性について、PR・啓発活動を積極的に推進し、自主的な市民活動の活発化を図ります。

効果

市民、NPO、市民団体との連携による各施策の実行

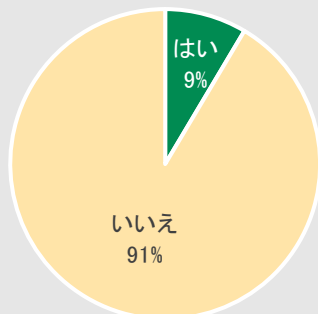
重点施策として掲げた(1)雨水浸透施設の設置促進の中で行うべき具体的行動は、市民の理解と協力がなければ進まないものばかりです。

しかし、水循環系再生のための施策に関しては、特に若年層の認知度が低いことも影響して、市民にはあまり定着していないと考えられます(ページ下部の参考参照)。また、海老川流域では、市民団体を構成する市民の高齢化やメンバーの固定化などにより、市民活動の持続性の低下が懸念されています。

今後、水循環系再生の施策を進めていくためには、取組や施策の効果等に関するPR・啓発活動をより積極的に行い、認知度を高めることが重要になります。

【参考：市民アンケート結果（令和7年度実施）】

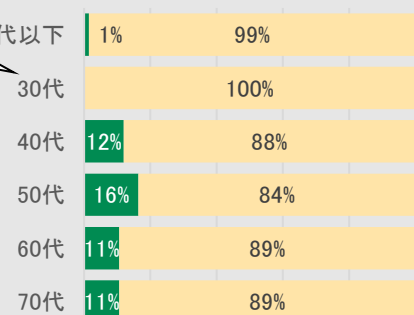
海老川流域の水循環の施策を知っていますか？



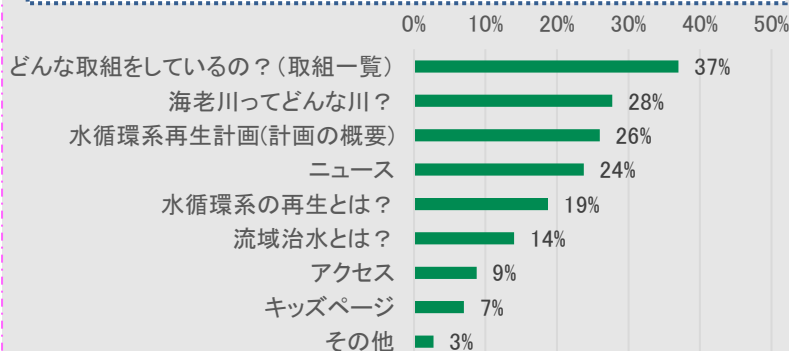
若年層の認知度が低い傾向にある。

水循環の施策を知っている人は9%と少ない。

0% 20% 40% 60% 80% 100%



海老川流域情報サイト※において、どのような情報が更新されるといいですか？



令和7年12月に海老川流域の市民に対して実施されたアンケート(400名)によると、水循環施策の認知度は、9%と低いものでした。特に、若年層の認知度が低い傾向にあります。

海老川流域情報サイト※では、取組一覧や海老川の概要、計画の概要の更新が望まれています。今後、更なる認知度向上や理解促進のために、情報更新を行っていく予定です。

※海老川流域情報サイトとは、海老川流域の水循環の再生に向けた取組の認知度向上や理解促進を目的として立ち上げたインターネットサイトのことです。(https://ebigawa-mizujunkan.jp/)

令和4年度に、市民へ水循環施策の認知度向上や理解促進を目的とした「海老川流域情報サイト」を立ち上げました。市民アンケート結果を踏まえて、様々な情報を更新していきます。

また、海老川流域では、様々な団体が海老川水循環系再生に寄与する市民活動を展開しています。今後も、流域の一員として市民活動に参加し、海老川流域の水循環系再生を推進します。

加えて、平成26年5月の「雨水利用推進法」施行や、近年の渇水頻度の増加、大規模震災への備えとしての雨水貯留施設の設置など、水循環施策についての普及啓発を促進します。普及啓発に当たっては、必要に応じて教育機関との連携等を行い、若年層などにおける施策の認知度の向上に努めます。

施策	具体的行動 (R7-R11)		実施主体
水循環施策の周知と市民活動の活発化	海老川流域の水循環施策の周知に関わるPR・啓発活動	海老川流域情報サイトでの情報発信 その他、インターネット、都市再生機構管理施設の掲示板等を活用した海老川流域の水循環施策の周知に関わるPR・啓発活動の実施	千葉県
	水資源（雨水・再生水等）利用促進に係わるPR・啓発活動	県の広報手段を用いた雑用水（雨水・再生水）利用に係る情報の紹介など、啓発を行うことによる水資源有効利用の促進	千葉県
	川まつり	船橋海老川親水市民まつりの支援	
	パンフレットの作成・配布	パンフレットの更新及び配布	
	アンケートの実施	アンケートによる施策への周知度の把握とPR・啓発活動の促進	
	雨水貯留・浸透施設設置に関わるPR・啓発活動	各種イベント時における雨水貯留・浸透施設設置に関わるPR・啓発活動の実施	船橋市
		HPを利用した雨水貯留・浸透施設設置に関わるPR・啓発活動の実施	
	環境教育	湊中学校における海老川河口付近地域清掃の実施	
		海老川近隣、支流近隣小学校・中学校による米作りや里山整備など	
湧水の保全	市民との協働による湧水池の保全		
市民活動への参加	流域の一員として市民活動に参加し、施策への認知度の向上に努めるとともに、海老川流域の水循環系再生を推進	市民企業	

市民活動の主な取組

- ・船橋海老川親水市民まつりの企画
- ・船橋海老川親水市民まつりでの環境体験学習（どじょうつかみ、水質検査、カヌー、船橋メダカの学校等）
- ・公園・緑地での清掃活動の実施（園内及び周辺の清掃、雑草除去、公園施設の点検等）
- ・自治会の会長や市の職員の交流による地域防災力の向上
- ・船橋市内全域を対象とした清掃イベントへの協力



船橋海老川親水市民まつり



海老川流域情報サイト
(<https://ebigawa-mizujunkan.jp/>)

5. 行政が継続して取り組む施策

本行動計画で重点施策に挙げた2つの施策（①雨水浸透施設の設置促進、②水循環施策の周知と市民活動の活発化）のほかに、第四次行動計画から継続して取り組む必要のあるものを含めた下記の施策を推進します。

- 河道改修、浚渫
- 環境用水容量の確保
- 調節池の建設
- 下水管の老朽化対策
- 汚水処理施設の普及
- 多自然川づくり
- 下水処理水の利用
- 固有種の保護、外来種対策
- 雨水貯留施設の設置
- 地下水対策
- 公園・緑地等の整備と保全
- NPO 及び市民団体に対する支援等

河道改修等

現れる効果：浸水被害の少ない安全なまちづくり

二級河川（県管理河川）、準用・普通河川（市管理河川）に対し、河道改修及び調節池建設（次頁参照）により治水安全度の向上を図るとともに、河道掘削等により治水機能を維持します。

なお、二級河川海老川水系河川整備計画では、海老川（河口～八栄橋）、長津川（海老川合流点～東武野田線上流）、飯山満川（海老川合流点～上池上流無名橋）において、概ね30年で1時間に約50mmの降雨（年超過確率1/10程度）による洪水を安全に流下させることを目標としており、この目標を参考に達成状況を評価していきます。

施策	具体的行動（R7-R11）		実施主体
河道改修等	二級河川の改修等	飯山満川用地取得、飯山満川改修、河道掘削	千葉県
	準用・普通河川の河道整備	普通河川の河道整備を実施	船橋市
	普通河川の河道整備	下流河川及び水路整備の進捗状況を踏まえて整備を検討	鎌ヶ谷市



整備前



整備後

【事例】河道整備（普通河川 北谷津川）

調節池の建設

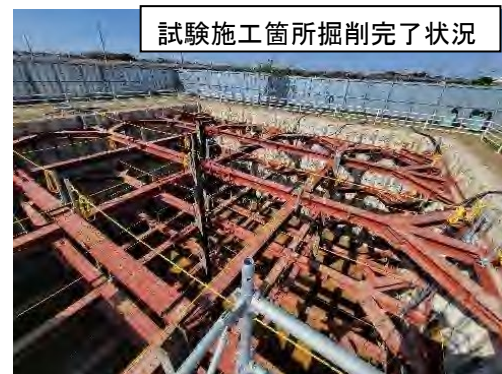
現れる効果：浸水被害の少ない安全なまちづくり
：自然との共生

海老川流域では既に長津川調節池が運用されており、長津川及び海老川下流部の治水安全度の向上に大きく寄与しています。今後は、現在計画を進めている海老川調節池の建設に向けて用地取得を進めるとともに、海老川調節池の多目的利用について検討していきます。

施策	具体的行動（R7-R11）		実施主体
調節池の建設	調節池の設置	海老川関連：段階掘削	千葉県
	用地取得	海老川関連：用地取得	
	海老川調節池の多目的利用	海老川調節池上面利用の関係者との協議	千葉県
		海老川調節池管理者との協議	船橋市



計画治水容量
 $V=550,000\text{m}^3$



海老川調節池の建設状況

（出典：千葉県県土整備部河川整備課 社会資本整備総合交付金 事業再評価 二級河川 海老川水系 海老川・飯山満川）

汚水処理施設の普及

現れる効果：良好な水質の確保

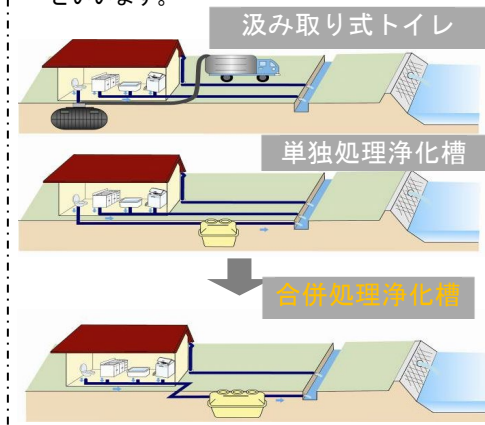
公共下水道の整備、普及率の向上を図ります。また、下水道未整備地域にある単独浄化槽について、高度処理型合併浄化槽[※]への転換を推奨します。

施策	具体的行動（R7-R11）		実施主体
汚水処理施設の普及	下水道整備の推進	海老川流域内市街化区域の下水道整備を進めます。 下水道処理人口普及率の目標：95%	船橋市
	下水道への接続	下水道整備済みの地域において下水道に接続します。	市民
	合併処理浄化槽への転換	汚水処理人口普及率の更なる向上を図ります。	船橋市 鎌ヶ谷市
		下水道未整備地域にある単独浄化槽を高度処理型合併処理浄化槽へ転換します。	市民



公共下水道のイメージ
出典：船橋市 HP

※合併処理浄化槽は、トイレ排水だけでなく、流し・浴室・洗濯機等からの生活雑排水なども処理できる施設です。合併処理浄化槽の中でも、窒素やりんを除去できるものを高度処理型合併処理浄化槽といいます。



合併処理浄化槽への転換のイメージ

下水処理水の利用

現れる効果：清らかで豊かな流れの創出

長津川と飯山満川では、平成 19 年 10 月から下水高度処理水を導水してきましたが、下水道の整備等が進み、河川の水質が改善されたことなどから、平成 31 年 4 月に導水事業が停止されました。今後は、必要に応じて対応を検討します。

施策	具体的行動（R7-R11）	実施主体
下水処理水の利用	水質が長期間に渡って著しく悪化した場合に、対応を検討する	千葉県

雨水貯留施設の設置

現れる効果：浸水被害の少ない安全なまちづくり

海老川流域では、新規開発地や学校などの公共施設を対象に雨水貯留施設の設置を推進しています。今後も、開発業者への協力要請をするとともに、学校・公共施設などへ普及を促進し、浸水被害の軽減を図ります。また、公共施設における既存の雨水貯留施設は、治水効果が発現できるように維持管理を実施します。

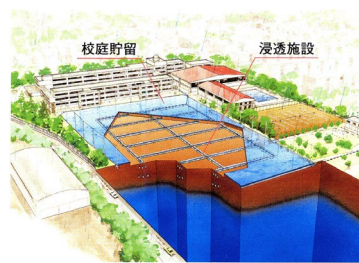
施策	具体的行動 (R7-R11)		実施主体
雨水貯留施設の設置	宅地開発等における雨水貯留施設の設置指導	一時放流先が県管理河川である場合、雨水貯留施設の設置の指導	千葉県
		開発区域の面積に応じた雨水貯留施設の設置の指導 (【市街化区域】 1ha 以上 : 1,370m ³ /ha、 1ha 未満 : 565m ³ /ha 【市街化調整区域】 1,370m ³ /ha)	船橋市
		開発区域の面積に応じた雨水貯留施設の設置の指導 (1ha 以上 : 1,450m ³ /ha、1ha 未満 : 675m ³ /ha)	鎌ヶ谷市
	公共施設に対する雨水貯留施設の設置及び維持管理	雨水貯留施設の維持管理	千葉県
		公共施設に対する雨水貯留施設の設置及び維持管理	船橋市 鎌ヶ谷市
	海老川上流地区土地区画整理事業による雨水貯留施設の設置指導	雨水貯留施設の設置指導	船橋市
	市立の小・中学校への雨水貯留施設の設置及び維持管理	海老川流域貯留浸透事業による市立の小・中学校等への雨水貯留施設の設置	
雨水貯留施設の設置及び維持管理	団地改修及び修繕工事を機に雨水貯留施設設置を検討	都市再生機構	
既設機構調整池の船橋市への移設	芝山団地第2調整池の船橋市への移管協議を実施	都市再生機構 船橋市	

流域内の小学校や中学校、高等学校では、校庭や校舎の屋上に降った雨水を集めて校庭へ一時貯留する取組が行われており、海老川の治水安全度の向上に貢献しています。千葉県に甚大な被害をもたらした、令和元年台風第15号及び第19号並びに令和元年10月25日の大雨時にも、その貯留効果が発揮されました。

また、薬園台高等学校の施設は浸透施設も兼ね備えており、雨水の地下への浸透による、平常時河川流量の確保や湧水の保全効果などが期待できます。



船橋市立高郷小学校 (令和元年10月25日の大雨時)



千葉県立薬園台高等学校

【事例】雨水貯留施設

公園・緑地等の整備と保全

現れる効果：浸水被害の少ない安全なまちづくり
 ：清らかで豊かな流れの創出
 ：自然との共生

昭和 30 年以降の急激な都市化による緑の減少は、地域環境の悪化のみならず水循環系にも悪影響を与えています。将来においても、都市化の進展に伴い、緑の減少は続くものと推測されています。

公園等は都市における緑とオープンスペースの中核をなすもので、水循環系のみならず、地域環境の形成に重要な役割を果たしています。そこで、計画的な緑の保全や新たな緑の創出に努め、健全な水循環系の再生と潤いのある安全なまちづくりの推進を図ります。

また、雨水の貯留・浸透機能を持つ樹林地を保全することで、地下水涵養による浸水被害の軽減や清らかで豊かな流れの創出を目指します。

施策	具体的行動（R7-R11）		実施主体
公園・緑地等の整備と保全	市街化区域、市街化調整区域の適切な運用	都市計画基礎調査の結果等を踏まえた、適切な都市計画区域マスタープランの策定（2都市計画区域）	千葉県
	公園・緑地等の整備と保全	公園・緑地等の開設及び帰属、農地等の保全	船橋市
		飯山満川背面地となる海老川上流地区土地区画整理事業との連携を図る	
	宅地開発等における緑地整備の指導	開発業者等との緑化協定の締結、緑の保全	
樹林地の保全	指定樹林制度等による樹林地の保全と規制		



芝山緑地



東船橋花輪緑地

【事例】緑地の整備と保全

環境用水容量の確保

現れる効果：清らかで豊かな流れの創出
：自然との共生

主要な調節池等で、環境用水のための水面や水際の確保に努め、地域住民のいきこの場の創出を目指します。

施策	具体的行動 (R7-R11)		実施主体
環境用水容量の確保	調節池等の環境用水容量の確保	地域住民のいきこの場の創出を目的に、水面や水際を維持管理	千葉県
		必要に応じて管理者との協議、調整の実施	船橋市



長津川調節池（貯留容量 170,000m³）は、長津川及び海老川下流部の治水安全度の向上に大きく貢献していますが、調節池機能とあわせて、市民からの意見を反映した多目的利用構想に基づく整備もなされています。

調節池には「水と親しむゾーン」など様々な整備がされており、平常時は市民が自由に利用することができる、自然と緑の豊かないきこの場となっています。

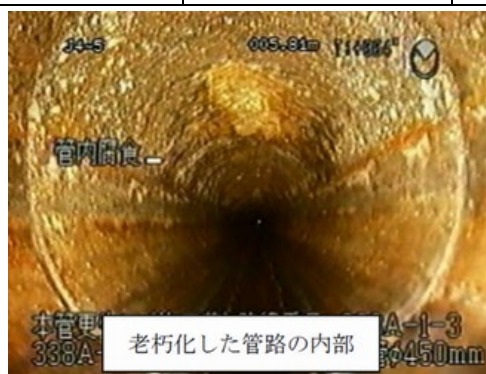
【事例】環境用水容量の確保（長津川調節池）

下水管の老朽化対策

現れる効果：清らかで豊かな流れの創出

老朽化が進む下水管に対して、ストックマネジメント計画に基づき、点検・調査・改築・修繕を計画的に実施していきます。

施策	具体的行動 (R7-R11)		実施主体
下水管の老朽化対策	老朽化対策	ストックマネジメント計画に基づき点検・調査・改築・修繕の実施	船橋市



対策前



対策後

【事例】下水管の老朽化対策

出典：船橋市 HP

多自然川づくり

現れる効果：自然との共生

良好な河川環境などの保全・創出のための河川管理を行います。

施策	具体的行動（R7-R11）		実施主体
多自然川づくり	多自然川づくり	良好な河川環境などの保全・創出のための河川管理	千葉県

固有種の保護、外来種対策

現れる効果：自然との共生

近年、外来種の増加が確認されていることから、関係機関が連携しながら、河川などの維持管理において生態系に配慮するとともに、新規開発や都市基盤整備においても事前に生態系への配慮を検討した上で開発・整備を実施します。

施策	具体的行動（R7-R11）		実施主体
在来種の保護、 外来種対策	在来種の保護、 外来種対策の推進	管理者との協議、対策方法の検討	千葉県 船橋市
		県管理河川におけるナガエツルノゲイトウの駆除	千葉県



ナガエツルノゲイトウ（ヒユ科）
（特定外来生物）



アメリカザリガニ
（条件付特定外来生物）

海老川流域で確認された主な外来種

地下水対策

現れる効果：清らかで豊かな流れの創出

海老川流域では、地盤沈下の防止対策及び地下水の保全のため「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」、「千葉県環境保全条例」及び「船橋市環境保全条例」等により地下水及び天然ガスかん水の採取を規制しています。今後もこれらの規準を遵守するよう指導を継続します。また、地下水の適正な利用の促進も図ります。

施策	具体的行動 (R7-R11)		実施主体
地下水対策	地質環境保全対策	地下水位及び地下水質等の監視・指導の実施	千葉県
	公共用水域への排水規制	特定事業場に対する立入検査の実施	千葉県 船橋市
	地下水の揚水規制	適正揚水量の指導	千葉県
		揚水施設の設置届出の受理、施設設置者からの揚水量報告の受理、適正な汲み上げ量の指導実施	船橋市
地下水汚染調査	地下水汚染の概況調査、定期モニタリング調査の実施		

NPO 及び市民団体に対する支援等

現れる効果：浸水被害の少ない安全なまちづくり
 : 清らかで豊かな流れの創出
 : 渇水時や震災時に強い水利用
 : 自然との共生
 : 水循環を軸とした地域づくり

海老川流域で活動している NPO 及び市民団体に対して、情報提供ならびに事業活動の支援を推進します。

施策	具体的行動 (R7-R11)		実施主体
NPO 及び市民団体に対する支援等	NPO 及び市民団体に対する支援	道具の支給・貸与及びボランティア保険の加入費負担等を実施	千葉県
		各種団体に対する物品等の貸出・提供の実施	船橋市
		要請があった際に随時、助力	
		講師の派遣	
	市民団体等に対し事業活動の支援・情報提供	鎌ヶ谷市	
	情報提供	県ホームページへの情報掲載	千葉県
	船橋市の環境・市ホームページへの情報掲載	船橋市	

6. 市民・企業が継続して取り組む施策

水循環系再生のためには、市民及び企業も主体となって施策に取り組む必要があります。今後も市民及び企業がそれぞれの立場に応じて責任をもち、行政と連携をとりながら海老川流域の水循環系再生を推進します。

家庭での汚濁負荷削減対策

現れる効果：清らかで豊かな流れの創出

家庭で以下の対策を実施し、河川へ流入する汚濁物質の軽減を図るように努めます。

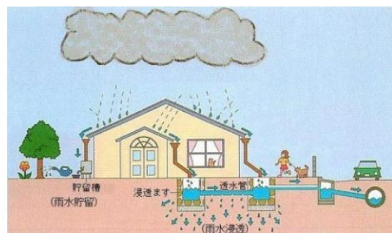
施策	具体的行動 (R7-R11)	実施主体
家庭での汚濁負荷削減	<p><台所排水について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・台所の流しに銅製ストレーナー、ろ紙袋を使用する。 ・食器や鍋等の油や汚れは紙や布で拭いてから洗う。 ・洗剤の使用量節減に努める。 ・米のとぎ汁は庭にまく。無洗米を使う。 ・みそ汁等の料理の作り過ぎをしない。 ・飲料の残りは、庭にまいたり、料理に再利用する。 ・廃油は流しに流さない。 ・デスポーザーは使用しない。 <p><洗濯排水について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗濯の洗剤や柔軟仕上げ剤の使用量を減らす。 ・洗濯機にはゴミ取りネットを付ける。 <p><風呂・洗面排水について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・シャンプー、リンスなどの使用量を減らす。 ・入浴剤の使用回数を減らす。 ・歯みがき材の使用量を減らす。 	市民

水資源の有効利用

現れる効果：渇水時や震災時に強い水利用

水需要の増大や、渇水時・震災時の非常用水源を確保するため、以下の施策の実施に努めます。

施策	具体的行動 (R7-R11)	実施主体
雨水利用施設の設置	一般住宅等に雨水を一時貯留するタンクを設置し、トイレの洗浄用水や庭、植木などの散水に利用する。	市民 企業
再生水の利用	集合住宅などに設置される大規模汚水処理プラントで高度処理を実施し、トイレの洗浄用水や河川・水路の維持用水として再利用する。	
家庭での節水	<p>一般家庭では以下のような節水に心がけ、水を無駄にしないように努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道水を流しっぱなしにしない。 ・洗濯はなるべくまとめて洗う。 ・洗車をバケツ洗いで行う。 ・風呂の残り湯を洗濯や散水に利用する。 ・トイレの洗浄回数を減らす。 ・水道に節水コマをつける等、節水グッズを活用する。 ・節水型トイレなどの節水型機器や、雨水貯留タンクを設置する。 	



雨水利用のイメージ

雨水貯留槽の設置例



洗面、歯みがきは洗面器やコップを使いましょう

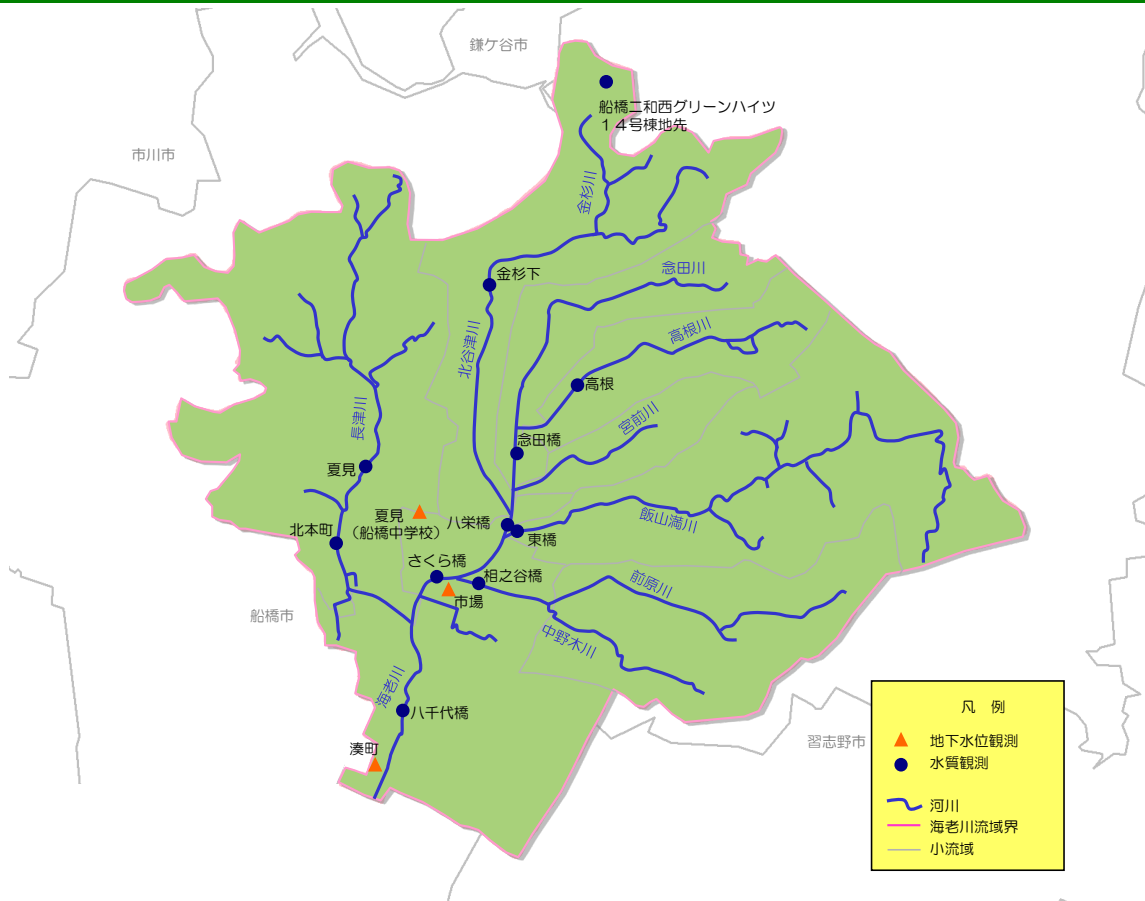
7. 観測モニタリング計画

本計画では、モニタリング結果及び水循環解析モデルによる解析結果に基づき、各施策の進捗状況に応じた効果量を把握・評価します。モニタリング項目はその必要性及びこれまでの実施状況を踏まえて以下のとおりとし、今後も引き続きこれらの項目のモニタリングを実施します。

また、状況の変化等に応じて、モニタリング項目の見直しについて適宜検討を行います。

観測モニタリング計画

観測名	内 容	実施主体
地下水水位観測	以下の地点で地下水観測を実施します。（千葉県地盤沈下現況調査） ・市場 ・夏見（船橋中学校） ・湊町	千葉県
水質観測	以下の地点において定期観測を行っており、今後も継続します。 ・海老川本川 : 八千代橋、さくら橋、八栄橋 ・長津川 : 北本町、夏見 ・北谷津川 : 金杉下 ・念田川 : 念田橋 ・高根川 : 高根 ・飯山満川 : 東橋 ・前原川 : 相之谷橋	船橋市
	以下の地点において定期観測を行っており、今後も継続します。 ・金杉水路 : 船橋二和西グリーンハイツ 14号棟地先	鎌ヶ谷市



観測施設位置図

海老川流域水循環再生推進協議会構成員

会長		千葉県県土整備部 次長		
委員	(民間団体)	船橋海老川親水市民まつり実行委員会 会長		
		船橋市自治会連合協議会 会長		
	(行政関係)	千葉県	総合企画部	水政課長
		〃	環境生活部	水質保全課長
		〃	県土整備部	道路整備課長
		〃	〃	道路環境課長
		〃	〃	河川整備課長
		〃	〃	河川環境課長
		〃	〃	都市整備局 都市計画課長
				宅地安全課長
		〃	〃	〃 市街地整備課長
		〃	〃	〃 公園緑地課長
		〃	〃	〃 下水道課長
		〃	〃	〃 建築指導課長
		〃	〃	〃 住宅課長
		〃	教育庁企画管理部	教育施設課長
	千葉県	葛南土木事務所長		
	船橋市	企画財政部長		
	〃	環境部長		
	〃	建設局	都市計画部長	
	〃	〃	都市整備部長	
	〃	〃	道路部長	
	〃	〃	下水道部長	
	〃	〃	建築部長	
	〃	教育委員会	学校教育部長	
	鎌ヶ谷市	市民生活部長		
	〃	都市建設部長		
	独立行政法人都市再生機構	東日本賃貸住宅本部		
		住宅経営部	環境整備課	担当課長
事務局		千葉県	県土整備部	河川環境課
		千葉県	葛南土木事務所	
		船橋市	建設局下水道部	下水道河川計画課
		鎌ヶ谷市	都市建設部	道路河川整備課

令和8年2月改定

海老川流域水循環系再生 第五次行動計画

お問合せは下記までお願いします。

<事務局>

千葉県県土整備部河川環境課

千葉市中央区市場町 1-1 TEL 043-223-3155

千葉県葛南土木事務所

船橋市浜町 2-5-1 TEL 047-433-2421

船橋市建設局下水道部下水道河川計画課

船橋市湊町 2-10-25 TEL 047-436-2615

鎌ヶ谷市都市建設部道路河川整備課

鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1 TEL 047-445-1141

